

## 20～24 そ の 他

### 統計表を見るに当たって

#### 20 不 服 審 査

この統計表は、平成15会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。）による不服申立ての事績を異議申立てと審査請求とに分けて掲げたものである。

#### 21 訴 訟 事 件

この統計表は、平成15会計年度内における賦課又は徴収に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について国側被告事件（賦課又は徴収）と、国側原告事件（徴収）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

#### 22 直接国税犯則事件（査察事件）

この統計表は、平成15年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る起訴事件（査察事件）の状況について掲げたものである。

#### 23 間 接 国 税 犯 則 事 件

この統計表は、平成15会計年度内の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件の事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、間接諸税の違反行為別検挙の状況別に区分して掲げたものである。

#### 24 税 理 士

この統計表は、それぞれ会計年度末における税理士の登録者数の状況を掲げたものである。